

告 示

埼玉県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業江ヶ崎・実ヶ谷地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十八年一月十二日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年一月十八日から

平成二十八年二月十六日まで

二 縦覧場所

蓮田市役所

白岡市役所